

平成26年(2014年)8月28日  
子ども・子育て支援審議会資料  
こども部こども育成室保育幼稚園課

## 子ども・子育て支援新制度に伴う教育・保育施設等の利用者負担（保育料）について(案)

### 1 趣旨

平成27年4月から開始される子ども・子育て支援新制度（以下、新制度）では、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供を目指していくこととなります。そのような中、新制度の対象となる特定教育・保育施設や地域型保育事業（以下、教育・保育施設等）での保育料については、保護者の所得に応じた応能負担とし、国が定める水準を限度として市町村が定めることとされています。そのため、新制度による本市における教育・保育施設等での保育料についてのあり方や方針について定めていくものです。

### 2 新制度による教育・保育施設等の保育料の考え方について

- (1) 保育施設等（保育所・認定こども園・地域型保育事業）利用者（2・3号認定）について
  - ア 保育施設等の保育料については、保育所の現制度の負担水準を原則として維持し、徴収総額が国の徴収基準額の70%程度となるよう、設定する。
  - イ 新制度では、保育の利用について、保育標準時間（11時間）と保育短時間（8時間）に区分されることとなることから、国基準に基づき、保育短時間の保育料は保育標準時間の保育料の約98.3%とする。
- (2) 教育施設（幼稚園・認定こども園）利用者（1号認定）について
  - ア 新制度に参加する私立幼稚園や私立認定こども園（以下、私立幼稚園等）の保育料については、これまで施設ごとに定めていたが、国が定める徴収基準額表を限度として市町村が定めることとされた。
  - イ 公立幼稚園についても、新制度に入ることが基本とされており、使用料から応能負担による保育料へ変更することとする。
  - ウ 保育所保育料と同様に、徴収総額が国の徴収基準額の70%程度となるように設定し、階層区分を国基準よりさらに細分化のうえ、なだらかな応能負担とし、低所得者に対する配慮や多子減額などについて実施する。
  - エ 公立・私立幼稚園等とも、現行の実質負担額（補助金等による負担軽減後の額）の水準を参考としたうえで、共通の保育料を設定する。
  - オ 公立幼稚園や新制度に移行しない私立幼稚園の保護者負担については、子ども・子育て支援審議会での意見等を踏まえ、保護者の負担増に対する激変緩和として、経過措置を検討する。

### 3 今後の予定について

- (1) 条例等の整備
  - ア 平成26年9月定例会において、新制度に関連する条例（案）の提案等
  - イ 教育・保育施設等の保育料については規則で定めることとし、条例（案）にあわせて規則（案）を提示する。なお、国の公定価格等が確定後、規則を制定する。
- (2) 市民・施設への周知
  - ア 対象となる施設への説明会を開催（平成26年8月頃）
  - イ ホームページにて本市の徴収基準額表（案）を掲載（平成26年8月下旬）
  - ウ 「市報すいた」にて、保育料を含む新制度の説明を掲載（平成26年9月1日号）
  - エ 入園・入所申込書に本市の徴収基準額表（案）を掲載（平成26年9月初旬）

# 新制度による保育所入所児童(2号・3号認定)の保護者負担額のイメージ

## 1 国の徴収基準額表の考え方

新制度においては、これまでの国の徴収基準額を基本に、(1)階層区分については、前年の所得税額から当該年度の市町村民税額等へ変更、(2)保育標準時間と保育短時間に区分のうえ、保育短時間は、保育標準時間の約98.3%となる、(3)第3階層については、現行制度による推定年収にあわせて、市町村民税額としての階層で再設定する、などが大きな変更点となっています。

【現行制度の保育料による月額負担】 (円)

階層区分	推定年収	現行の保育料	
		3歳未満児	3歳以上児
① 生活保護世帯	—	0	0
② 市町村民税非課税世帯	～260万円	9,000	6,000
	市町村民税課税世帯	19,500	16,500
③ 40,000円未満	～330万円	30,000	<b>27,000</b>
④ 103,000円未満	～470万円	44,500	<b>41,500</b>
	市町村民税所得割額	61,000	<b>58,000</b>
⑤ 413,000円未満	～930万円	<b>80,000</b>	<b>77,000</b>
⑥ 734,000円未満	～1130万円	<b>104,000</b>	<b>101,000</b>
⑦ 734,000円以上	1130万円～		



【新制度による月額負担(案)】 (円)

階層区分	利用者負担(案)			
	3歳未満児標準時間	3歳以上児標準時間	短時間	短時間
① 生活保護世帯	0	0	0	0
② 市町村民税非課税世帯	9,000	9,000	6,000	6,000
	48,600円未満	19,500	19,300	16,500
③ 97,000円未満	30,000	29,600	<b>27,000</b>	<b>26,600</b>
④ 169,000円未満	44,500	43,900	<b>41,500</b>	<b>40,900</b>
	市町村民税所得割額	61,000	60,100	<b>58,000</b>
⑤ 397,000円未満	<b>80,000</b>	<b>78,800</b>	<b>77,000</b>	<b>75,800</b>
⑥ 397,000円以上	<b>104,000</b>	<b>102,400</b>	<b>101,000</b>	<b>99,400</b>

※②～⑧:①を除き、市町村民税の区分が右の区分に該当する世帯。  
 ※第1子の金額を表示し、基本として第2子は半額、第3子以降は無償となる。  
 ※太字のゴシックは給付単価限度まで。

※②～③:①及び④～⑧を除き、前年度の市町村民税の区分が右の区分に該当する世帯。  
 ※④～⑧:①を除き、前年の所得税課税世帯であって、その所得税の区分が右の区分に該当する世帯。

※第1子の金額を表示し、基本として第2子は半額、第3子以降は無償となる。  
 ※太字のゴシックは保育単価限度まで。  
 ※推定年収は、「夫婦・子2人で、夫はフルタイム、妻はパートタイム労働」により推定。

2 本市の徴収基準額表の考え方

新制度においては、現行制度を基本に、国の変更に合わせています。

【現行制度の保育料による月額負担】 (円)

階層区分	推定年収	現行の保育料		
		3歳未満児	3歳児	4歳以上児
① 生活保護世帯	—	0	0	0
② 非課税世帯	～260万円	0	0	0
③ 均等割課税世帯	～330万円	6,800	6,600	6,600
④		8,200	7,600	7,600
⑤	7,500円未満	10,000	9,600	9,600
⑥	15,000円未満	12,800	12,000	12,000
⑦	40,000円未満	16,400	15,800	15,400
⑧	45,000円未満	19,600	18,800	18,000
⑨	75,000円未満	24,600	23,600	22,400
⑩	103,000円未満	33,000	31,400	29,000
⑪	262,500円未満	42,000	35,000	<b>30,200</b>
⑫	413,000円未満	51,200	<b>37,000</b>	<b>30,200</b>
⑬	522,500円未満	59,200	<b>37,000</b>	<b>30,200</b>
⑭	734,000円未満	67,200	<b>37,000</b>	<b>30,200</b>
⑮	984,000円未満	77,200	<b>37,000</b>	<b>30,200</b>
⑯	984,000円以上	87,200	<b>37,000</b>	<b>30,200</b>

※②～④:①及び⑤～⑯を除き、前年度分の市民税の区分が右の区分に該当する世帯。  
 ※⑤～⑯:①を除き、前年度の所得割課税世帯であって、その所得税の区分が右の区分に該当する世帯。  
 ※第1子の金額を表示し、基本として第2子は半額、第3子以降は無償となる。  
 ※太字のゴシックは保育単価限度額。



【新制度による月額負担(案)】 (円)

階層区分	利用者負担(案)					
	3歳未満児(3号認定)		3歳児(2号認定)		4歳以上児(2号認定)	
	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間
① 生活保護世帯	0	0	0	0	0	0
② 市民税額非課税世帯	0	0	0	0	0	0
③ 市民税額均等割課税世帯	6,800	6,700	6,600	6,500	6,600	6,500
④		10,000	9,900	9,600	9,500	9,500
⑤		12,800	12,600	12,000	11,800	11,800
⑥		16,400	16,200	15,800	15,600	15,400
⑦		19,600	19,300	18,800	18,500	18,000
⑧		24,600	24,200	23,600	23,200	22,400
⑨		33,000	32,500	31,400	30,900	29,000
⑩		42,000	41,300	35,000	34,500	<b>30,200</b>
⑪		51,200	50,400	<b>37,000</b>	<b>36,400</b>	<b>30,200</b>
⑫		59,200	58,200	<b>37,000</b>	<b>36,400</b>	<b>30,200</b>
⑬		67,200	66,100	<b>37,000</b>	<b>36,400</b>	<b>30,200</b>
⑭		77,200	75,900	<b>37,000</b>	<b>36,400</b>	<b>30,200</b>
⑮		87,200	85,800	<b>37,000</b>	<b>36,400</b>	<b>30,200</b>

※②～⑯:①を除き、市民税の区分が右の区分に該当する世帯。  
 ※第1子の金額を表示し、基本として第2子は半額、第3子以降は無償となる。  
 ※太字のゴシックは給付単価限度額。

## 新制度による幼稚園児(1号認定)の保護者負担額のイメージ

### 1 国の徴収基準額表の考え方

新制度においては、国が示す全国の幼稚園保育料の平均額から就園奨励費補助金により減額となった保育料を基本に、国が徴収基準額表を策定しています。

【新制度による月額負担(案)】		(円)
階層区分	利用者負担(案) 公立・私立幼稚園	
①	生活保護世帯	0
②	市町村民税所得割 非課税世帯	9,100
③	市町村民税所得割 77,100円以下	16,100
④	市町村民税所得割 211,200円以下	20,500
⑤	市町村民税所得割 211,201円以上	25,700

※②～⑤:①を除き、当該年度の市町村民税の区分が右の区分に該当する世帯。

※ただし、給付単価を限度とする。

※第1子等については、就園奨励費補助金の従来条件、新条件と同じ考え方。

《参考》

【現行制度の全国平均保育料による月額負担】

階層区分	推定年収	現行の保育料等		(円)
		公立幼稚園	私立幼稚園	
①	—	0	0	0
②	～270万円	4,900		9,100
③	～360万円			16,100
④	～680万円	6,600		20,500
⑤	680万円～			25,700

※②～⑤:①を除き、当該年度の市町村民税の区分が右の区分に該当する世帯。

※現行の保育料等:実際の全国の保育料(入園料を含む)の平均値から就園奨励費補助金の単価を差し引いたもの。

※第1子の金額を表示し、基本として第2子は半額、第3子以降は無償となる。

※第1子等については、就園奨励費補助金の従来条件、新条件の考え方より。

※市町村民税額及び推定年収は、「夫婦・子2人で、夫はフルタイム、妻は専業主婦」により想定。

2 本市の徴収基準額表の考え方

国の徴収基準額表を基本に、保育所保育料と同様に国の徴収基準額の総額と本市の徴収基準額の割合が70%程度となるように利用者の負担額を設定し、本市の徴収基準額表を策定しています。また、本市では公立・私立幼稚園のうえ、満3・3歳児と4・5歳児を区分して

【新制度による月額負担(案)】 (円)

階層区分	利用者負担(案)	
	公立・私立幼稚園 満3・3歳児	4・5歳児
① 生活保護世帯	0	0
② 市民税 非課税世帯	0	0
③ 市民税所得割 非課税世帯	5,000	2,000
④ 市民税所得割 77,100円以下	12,000	10,000
⑤ 市民税所得割 211,200円以下	16,400	13,600
⑥ 市民税所得割 366,900円以下	21,600	17,600
⑦ 市民税所得割 366,901円以上	23,000	22,000

※①～⑦:①を除き、当該年度の市民税の区分が右の区分に該当する世帯。

※第1子の金額を表示し、基本として第2子は半額、第3子以降は無償となる。

※ただし、給付単価を限度とする。

※第1子等については、就園奨励費補助金の従来条件、新条件と同じ考え方。

《参考》

【現行制度の本市平均保育料による月額負担】 (円)

	階層区分	推定年収	現行の保育料等		
			公立幼稚園 4・5歳児	私立幼稚園 満3・3歳児	4・5歳児
①	生活保護世帯	—	0	0	0
②	市民税 非課税世帯	～270万円	0	5,175	0
③	市民税所得割 非課税世帯		5,250	5,175	2,150
④	市民税所得割 77,100円以下	～360万円		12,175	12,775
⑤	市民税所得割 211,200円以下	～680万円	10,500	16,591	13,791
⑥	市民税所得割 366,900円以下	～1020万円		21,775	17,775
⑦	市民税所得割 366,901円以上	1020万円～		23,025	22,025

※②～⑦:①を除き、当該年度の市民税の区分が右の区分に該当する世帯。

※現行の保育料等:公立幼稚園は、現行の保育料から減免等を実施したもの。私立幼稚園については、本市内の私立幼稚園の保育料(入園料を含みます)の平均値から就園奨励費補助金の単価を差し引いたもの。なお、本市の公立幼稚園では入園料の徴収を行っていないことから、私立幼稚園の保育料の平均値に入園料を含んでいない。

※第1子の金額を表示し、基本として第2子は半額、第3子以降は無償となる。

※第1子等については、就園奨励費補助金の従来条件、新条件の考え方より。

# 公立幼稚園保育料の経過措置(案)

## 1 経過措置なし

階層区分	推定年収	平成26年度(2014年度)			平成27年度(2015年度)			平成28年度(2016年度)			平成29年度(2017年度)		
		第1子	第2子	第3子以降	第1子	第2子	第3子以降	第1子	第2子	第3子以降	第1子	第2子	第3子以降
① 生活保護世帯	—	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
② 市民税 非課税世帯	～270万円	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
③ 市民税所得割 非課税世帯		5,250	5,250	3,917	2,000	1,000	0	2,000	1,000	0	2,000	1,000	0
④ 市民税所得割 77,100円以下	～360万円	10,500	7,167	3,917	10,000	5,000	0	10,000	5,000	0	10,000	5,000	0
⑤ 市民税所得割 211,200円以下	～680万円	10,500	7,167	3,917	13,600	6,800	0	13,600	6,800	0	13,600	6,800	0
⑥ 市民税所得割 366,900円以下	～1020万円	10,500	7,167	3,917	17,600	8,800	0	17,600	8,800	0	17,600	8,800	0
⑦ 市民税所得割 366,901円以上	1020万円～	10,500	7,167	3,917	22,000	11,000	0	22,000	11,000	0	22,000	11,000	0

(月額 単位:円)

## 2 経過措置(案) [太字ゴシックの部分を経過措置として適用している階層区分等]

階層区分	推定年収	平成26年度(2014年度)			平成27年度(2015年度)			平成28年度(2016年度)			平成29年度(2017年度)		
		第1子	第2子	第3子以降	第1子	第2子	第3子以降	第1子	第2子	第3子以降	第1子	第2子	第3子以降
① 生活保護世帯	—	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
② 市民税 非課税世帯	～270万円	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
③ 市民税所得割 非課税世帯		5,250	5,250	3,917	2,000	1,000	0	2,000	1,000	0	2,000	1,000	0
④ 市民税所得割 77,100円以下	～360万円	10,500	7,167	3,917	10,000	5,000	0	10,000	5,000	0	10,000	5,000	0
⑤ 市民税所得割 211,200円以下	～680万円	10,500	7,167	3,917	<b>10,500</b>	6,800	0	<b>10,500</b>	6,800	0	<b>10,500</b>	6,800	0
⑥ 市民税所得割 366,900円以下	～1020万円	10,500	7,167	3,917	<b>10,500</b>	<b>7,167</b>	0	<b>10,500</b>	<b>7,167</b>	0	<b>10,500</b>	<b>7,167</b>	0
⑦ 市民税所得割 366,901円以上	1020万円～	10,500	7,167	3,917	<b>10,500</b>	<b>7,167</b>	0	<b>10,500</b>	<b>7,167</b>	0	<b>10,500</b>	<b>7,167</b>	0

(月額 単位:円)

※減額の実施内容は、「平成29年度の金額を基本に、その金額より低い階層はそのまま、高いところは、平成27年度については平成26年度の金額を上限とし、平成28年度は第6階層を平成29年度の第5階層の金額に、第7階層は第6階層にする。ただし、第6階層の第2子は、あくまで経過措置になるため、平成26年度の金額とする」。

新制度に移行しない私立幼稚園の保護者負担額の経過措置について

1 保護者補助金の補助金額の推移

階層区分	推定年収
① 生活保護世帯	—
② 市民税非課税世帯	～270万円
③ 市民税所得割非課税世帯	
④ 市民税所得割77,100円以下	～360万円
⑤ 市民税所得割211,200円以下	～680万円
⑥ 市民税所得割366,900円以下	～1020万円
⑦ 市民税所得割366,901円以上	1020万円～

(年額 単位:円)

平成26年度 (2014年度)		平成27年度 (2015年度)		平成28年度 (2016年度)	
満3・3歳児	4・5歳児	満3・3歳児	4・5歳児	満3・3歳児	4・5歳児
0	0	0	0	0	0
30,000	80,100	30,000	80,100	30,000	80,100
30,000	54,300	30,000	54,300	30,000	54,300
30,000	10,800	30,000	10,800	30,000	10,800
30,000	51,600	30,000	51,600	30,000	51,600
30,000	66,000	30,000	66,000	30,000	66,000
15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000

(月額 単位:円)

平成26年度 (2014年度)		平成27年度 (2015年度)		平成28年度 (2016年度)	
満3・3歳児	4・5歳児	満3・3歳児	4・5歳児	満3・3歳児	4・5歳児
0	0	0	0	0	0
5,175	16,591	5,175	16,591	5,175	16,591
5,175	12,775	5,175	12,775	5,175	12,775
12,175	12,775	12,175	12,775	12,175	12,775
16,591	13,791	16,591	13,791	16,591	13,791
21,775	17,775	21,775	17,775	21,775	17,775
23,025	22,025	23,025	22,025	23,025	22,025

2 保護者補助金を2年間継続した場合(案)

階層区分	推定年収
① 生活保護世帯	—
② 市民税非課税世帯	～270万円
③ 市民税所得割非課税世帯	
④ 市民税所得割77,100円以下	～360万円
⑤ 市民税所得割211,200円以下	～680万円
⑥ 市民税所得割366,900円以下	～1020万円
⑦ 市民税所得割366,901円以上	1020万円～

(年額 単位:円)

平成26年度 (2014年度)		平成27年度 (2015年度)		平成28年度 (2016年度)	
満3・3歳児	4・5歳児	満3・3歳児	4・5歳児	満3・3歳児	4・5歳児
0	0	0	0	0	0
5,175	16,591	5,175	16,591	5,175	16,591
5,175	12,775	5,175	12,775	5,175	12,775
12,175	12,775	12,175	12,775	12,175	12,775
16,591	13,791	16,591	13,791	16,591	13,791
21,775	17,775	21,775	17,775	21,775	17,775
23,025	22,025	23,025	22,025	23,025	22,025

(月額 単位:円)

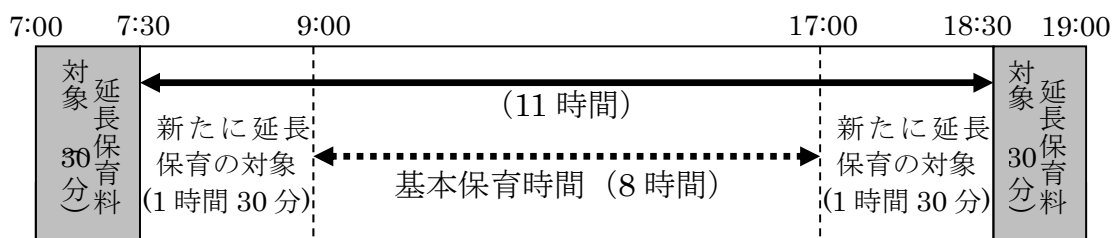
平成26年度 (2014年度)		平成27年度 (2015年度)		平成28年度 (2016年度)	
満3・3歳児	4・5歳児	満3・3歳児	4・5歳児	満3・3歳児	4・5歳児
0	0	0	0	0	0
5,175	16,591	5,175	16,591	5,175	16,591
5,175	12,775	5,175	12,775	5,175	12,775
12,175	12,775	12,175	12,775	12,175	12,775
16,591	13,791	16,591	13,791	16,591	13,791
21,775	17,775	21,775	17,775	21,775	17,775
23,025	22,025	23,025	22,025	23,025	22,025

※保護者補助金については、2年間継続とし、平成29年度以降については、今後の状況をみて検討します(ただし、国の就園奨励費補助金に変更があった場合は、本市の保護者補助金の補助金額について見直しを行います)。

※新制度に移行した私立幼稚園の保護者負担額については、現行制度より全ての階層について減額となっています。

平成 27 年度（2015 年度）（子ども・子育て支援新制度）以降の  
市立保育所延長保育料のイメージについて

1 延長保育の対象となる時間



2 「保育短時間」利用における延長保育料（案）

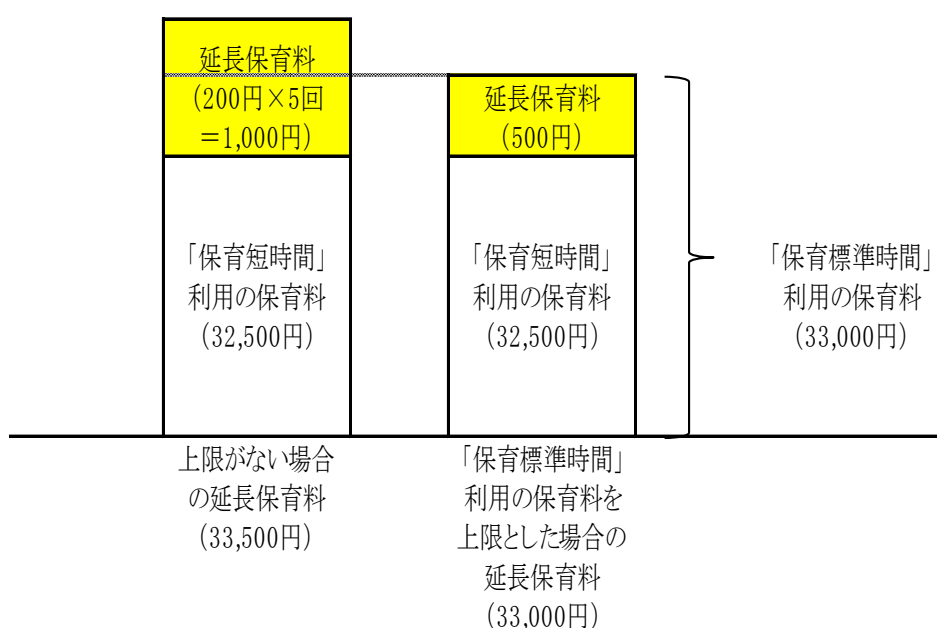
利用時間帯	月額利用	1回（スポット）利用
午前7時～午前7時30分	2,600円/月	200円/回
午前7時30分～午前9時	「保育標準時間」利用の保育料との差金/月	200円/回（注1）
午後5時～午後6時30分		200円/回（注1）
午後6時30分～午後7時	2,600円/月	200円/回
午前7時～午前7時30分 午後6時30分～午後7時	5,200円/月	400円/回

注1 月あたりの利用において、「保育標準時間」利用の保育料を超えるときは、その保育料の額を上限として徴収します。

注2 生活保護世帯、市町村民税額非課税世帯については免除とします。

3 延長保育料の一例

（条件：①3歳未満児、②階層区分⑩、③月5回利用）





# 第1回 吹田市子ども・子育て支援審議会

平成26年6月19日

## 子ども・子育て支援新制度に伴う教育・保育施設の保育料のあり方についての意見一覧表

	意見
1	保育料については、慎重に検討を進めてほしい。
2	保育標準時間と保育短時間の金額の差が少なすぎる。市の負担を増やすことにはなるが、もう少し差をつけてほしい。もし差をつけないのなら、短時間分が時間単位で置き換えた場合、実質値上げになるので、説明が必要。
3	保育所保育料の場合、市民の意見を聞く場を設けていたはず。このような形で決めるのではなく、市民を入れた単独の委員会的なものを開催していただきたい。
4	公立幼稚園保育料が倍になるなか、激変緩和を行うとのことだが、具体的な内容を示してほしい。また、その内容を含め、新制度について市民に対して6ブロックに分けての説明会を開くべきでは。
5	公立幼稚園児が新制度では急激な負担となり経過措置を検討しているようだが、吹田市として若い世代への支援ができるように考えてほしい。他市より若い世代が魅力を感じるまちにするため、吹田市独自の施策を考えてほしい。
6	幼稚園保育料の設定については妥当であると思う。ただし、新制度に関係なく入園している在園児に対する公立幼稚園・新制度に移行しない私立幼稚園に対して、相応の配慮をしてほしい。
7	子育て世代に手厚くしてほしい。少子化に歯止めをかけるためにもお願いしたい。
8	公立幼稚園の保育料については大きく引き上げられることとなるので慎重に検討してほしい。保育所の短時間について国基準の適用が妥当なのかの検討が必要では。保育料の設定は保育料問題懇談会を経て行うべき。

## 子ども・子育て支援新制度に伴う公立保育所の延長保育料のあり方についての意見一覧表

	意見
1	延長保育料については、慎重に検討を進めてほしい。
2	公立保育所の延長保育料に私立保育所も合わせるようにするなら、その補てん分の補助金が必要。
3	保育所保育料の場合、市民の意見を聞く場を設けていたはず。このような形で決めるのではなく、市民を入れた単独の委員会的なものを開催していただきたい。
4	延長保育料は無いのが理想も、早朝・遅い夕方の時間帯に限定するべきで、それ以外は子育て対策として考えていくべきではないのか。
5	公立幼稚園児が新制度では急激な負担となり経過措置を検討しているようだが、吹田市として若い世代への支援ができるように考えてほしい。他市より若い世代が魅力を感じるまちにするため、吹田市独自の施策を考えてほしい。
6	標準時間と短時間に差が少ない。もっと差を設けるべき。短時間にも延長保育料を課すのは当然も、標準時間を上限というのは事務負担ばかりで意味がない。延長保育料による短時間の際限ない利用が心配。
7	子育て世代に手厚くしてほしい。少子化に歯止めをかけるためにもお願いしたい。また、予算は他の減らせるところから回してほしい。
8	現在の延長保育料は階層に関係なく応益負担となっており問題。また、短時間は就労形態によって基本時間を超えた場合、標準時間の料金を徴収するのは8時間未満の利用なのにおかしい。8時間の基本時間は就労形態に合わせて設定すべき。